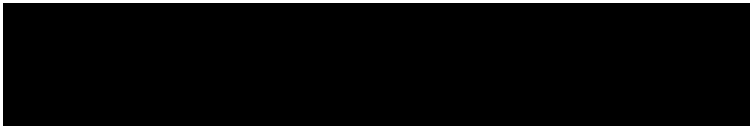


再苦情申立回答書

令和 8 年 8 月 28 日



いわき市長
内田 広之

令和 8 年 6 月 18 日付の再苦情申立てについて、次のとおり回答します。

対 象 工 事 等 の 名 称	令和 8 年度小・中学校教育用大型提示装置導入業務
再 苦 情 の 概 要	1 入札意思の明確性について 「第〇回」欄が未記載であったとしても、意思表示の内容に実質的な影響を及ぼすものではない。 2 記載義務の根拠の不存在について 仕様書や入札書の記載例による「第〇回」の記載を求める明示的な指示がない。 3 行政運用の一貫性の欠如について 過去に実施された入札における入札書の記載例では「第 1 回」と記載する旨の指示が明示されており行政側の対応に一貫性が認められない。
再苦情申立 てに対する 回 答	別紙のとおり回答します。
担 当 課 等 (連 絡 先)	いわき市財政部契約課工事契約係 TEL 0246-22-7419

- 1 本市では、入札意思を確認するために必要となる項目を「入札書」の様式に定め、入札参加者に配布して示しており、いずれの記載事項も、入札者の意思を特定するために必要なものとなります。

本案件は、第1回の入札で落札者が決定しない場合、第2回の入札を実施する案件であり、このことは入札心得にも「開札の結果、予定価格の制限に達した入札がないときは、再度の入札を行う」旨が記載されております。

入札回数を示す「第〇回」が未記載の場合、入札者がいずれの入札回数に対する入札を意思表示したもののかなの入札書自体から判断することができません。

このことから、指定様式に設けられた「第〇回」欄は、入札手続上必要な記載事項であり、その記載を欠く入札は、財務規則第121条第3号「入札書に記載した金額その他が不明確な入札」(第127条により指名競争入札に準用)及び入札心得1(10)オ「誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札」に該当するものとなります。

なお、入札書で指定した項目に関し、その記載を欠いたものについて、業務名など他の記載項目から類推して総合的に判断し、入札意思を確定することは、入札執行者の恣意的な運用や判断の相違を発生させるおそれがあり、入札手続の公平性及び透明性を損なうこととなります。

- 2 記載例はあくまでも参考であり、本市の指名競争入札は、指名通知書において、前述の無効条項を規定する財務規則等に定めるところにより実施すること及び入札心得を参照することを明示しています。

また、入札説明書において、所定の入札書に必要事項を記載することを求めており、入札回数欄は記載例等による特段の指示がなくとも、容易に記載できる内容です。

それでもなお、入札回数欄の記入の必要性及び記載すべき入札回数について疑義がある場合においては、入札に関する質問期間を設けており、入札参加者は入札回数欄の記載の必要性について確認することが可能でした。

- 3 過去の案件と今回の案件は、それぞれ独立した個別の契約手続であり、上記(2)でも述べたように記載例はあくまで参考です。

本件入札については、財務規則、入札心得、指名通知書及び入札説明書等に基づき厳正に判断した結果、財務規則及び入札心得に定める無効事由に該当すると判断したものです。

したがいまして、本件入札において入札回数の記載を欠く入札書を無効とした取扱い、は、財務規則等に基づいた適正な対応であったと判断しております。

なお、今後におきましても、入札参加者にとってより分かりやすい記載例となるよう、様式の表示方法や注記の追加などの改善を図ってまいります。